

法人制度上「公益性」を判断する意義、「公益性」を有する非営利法人の捉え方
—新たな非営利法人制度における公益性の位置付け(2)—

2004. 2. 4 星 野 英 一

1. はじめに

「新たな非営利法人制度における公益性の位置付けに係る検討の主な問題点」(第4回資料2)の1.(2)と2.にできるだけ即して一順序を変更し2.を先にする

2. 「法人制度上公益性を判断する意義」《「資料」2.》

(1) 「公益性」を有する法人を法律上非営利法人一般から区別して扱う必要性

① 「公益」の価値、意味《「資料」P. 3・7番目》

・「公益」とは何か

・「公」「私」の区別—日本、中国、西欧—日本では「公」＝「官」—中国や西欧では「人民みなのこと」—「公益国家独占主義」からの転換

・鉄道事業、化粧品やビール、チョコレートの製造の例—「基準等」の2.事業(2)は、「事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合している状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。①事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。②新たに公益性の高い事業を付加すること。」とする。これは「公益」の意味の変更か

② 「公益性」のある法人に価値を認めることの理由

③ 「公益を目的とする」法人を「特別扱いする」ということの具体的内容《「資料」p. 4・4番目》

(i) 「一定の優遇措置」。税法上の特典など

(ii) 「社会的信用が高まること」

(iii) 法人に対する寄付が、寄付者にとって寄付控除の対象になること

(iv) いわゆるガバナンスをきちんとすること《「資料」p. 2・9番目, p. 3・1番目》

(a) 「ガバナンス」の意義

・意思決定機関と意思執行機関の再検討—例：社員総会と理事の権限の再分配、法人と特殊の関係がある者を役員にすることの制限、(執行機関である)理事の法人に対する義務をかなり重いものとして、その内容を明記すべきこと理事に対するコントロール(内部的、外部的。後述)の強化、役員の報酬の制限

(b) 理事の「内部的」コントロール—例：社員総会、評議員会(民法典にはないが、「基準等」4(4)が定めている)、監事によるもの、社員による株式会社の株主代表訴訟類似の制度の導入(中間法人法四九条)

(c) 理事の「外部的」コントロール—例：情報開示(ディスクロージャー)による間接的方法、住民訴訟類似の制度の採用?

(d) 情報開示

(e) 「プライバシーの確保」? <「基本方針」p. 2>

(v) ガバナンスの制度の必要性

・二つの面—団体の内部の問題＝主としては社員のため—会社と取引する第三者(債権

者等)が損失を蒙らないため—それ以外の従業員、顧客、地域住民の利益?

(vi) ガバナンスに関する規定の法律的意味

・法律による社会の規律の方法の各種—刑罰—行政権によるもの—民法、商法等の私法によるものの重要性—「組織法」—婚姻制度との類比

(vii) 残余財産の分配における中間法人との差異

(2) 「公益性」があるか否かの判断の二段階

① 設立の段階

② 設立後の段階—私人による団体?—チャリティ・コミッション?—独立性の強い国家機関?—「公益国家独占主義」からの転換

(3) 「公益性」の判断は、各法人の個々の事業について行なえば足りるか《「資料」p. 4・2番目》

・疑問とその理由

3. 「公益性」を有する非営利法人の捉え方《「資料」1. (2)》

(1) 「公益性判断の要件を考えるに当たっての視点」《「資料」p. 3・3、4、5番目》

① 「客観性」、② 「柔軟性」—「明確性」と「柔軟性」との両立、③ 「透明性」、④ 「自律性」?

(2) 「資料」における「定義の仕方」「目的の考え方」「公益性を有するものと判断するための要件」の関係

(3) 議論の大前提及び言葉の意味の確定

① 大前提—「営利を目的としない」こと—「営利」の一般的な意味=事業によって得られた利益を社員に配分すること=法人の存続中に、配当その他の形で利益を配分すること—法人が解散する時の「残余財産」の帰属先について若干の差異あり(前述)

② 民法三四条の「ソノ他公益ニ関スル」の解釈=「公益を目的とする」

③ 民商法における「目的」または「目的トスル」という言葉の使用法の不統一—「終局の目的」という意味で使われている場合(民法三四条、三五条の「営利ヲ目的」)—法人の行なう「事業」の意味で使われている場合(同三七条、商法六三条一号など。解釈論として「公益を目的とする」と使う場合も同様か

④ 定款・寄付行為の記載事項、登記簿の記載事項についての実務上の扱い<第4回参考資料>

⑤ 法人の「目的」と民法第四三条

⑥ 「目的」と社員や業務執行者の動機

(3) 「公益性を有する非営利法人」

① 「公益」の法律上の意味

・「不特定多数人の利益」—「不特定かつ多数のものの利益の増進を目的とする」

・「少数」ではいけないか—「不特定」の重要性—特定の人々のみの利益を目的とするのでは不可

② 「中間法人」との関係

・「社員に共通する利益を図ることを目的とする」もの—「非営利法人」だが「公益」を「目的」とするものではない—直接的には、社員の利益になること—間接的には公益に

なる—中間法人が公益事業を行なうのは可

③ 「非営利法人」への一本化

- ・「非営利法人」に一本化することの適否—相当性格の違うものが含まれることになる—「非営利法人」は「公益法人」にあたるもの以外は、ほとんどが中間法人である

(4) 一つの試案

① 「社員及び役員以外の不特定多数人の利益を図ることを目的とし、かつ営利を目的としないもの」を「公益法人」とする

「公益法人は、その行う公益活動を遂行するために必要な限りにおいて、社員、役員その他当該公益活動に参加する者の能力の向上、社員の懇親、同種の公益法人との連絡その他の事業」を行なうことができる

- ・「事業」つまり「直接の目的」に「公益性」の存在することが必要—間接の「目的」が「公益」であるのではない

- ・「公益法人」は、「利他的な (altruistic)」もの

② この要件の具体的な判断方法—設立時—その実績が判断されるべき場合

③ 不特定多数人の利益「のみ」を目的とする<参考文献④の星野メモ>のはどうか?—厳格すぎるとの批判—今回の公益法人制度改革の趣旨との関係—逆行を避けること—「中間法人」(非営利法人)が認められている時代—「中間法人」は受皿としての意味を持つものとして制定された—「公益法人」も純化されるべきである

- ・「公益性のある」事業を「主たる事業」とし、「社員の利益を図る事業」を「従たる事業」とすることはどうか—難問が多い—従来と変わらない恐れあり

- ・「積極的に」不特定多数の者の利益の実現を目的とするもの(「基準等」)?

④ 不特定多数の者の利益のための事業を遂行するために社員の能力の養成(研修)、社員の懇親その他の事業を行なうことは認める必要がある—この際定款を書き分けること(「イ、公益性のある」事業、「ロ、その遂行のために必要な事業」など)

- ・資金の一部を調達するために、収益性のある事業を営むことは可

⑤ 「公益法人」の定義またはその要件として「公益性」のある「事業」の具体的な内容を書くこと(前述)

- ・現行民法第三四条の適否

⑤ 法人の規律 《「資料」p. 2・1番目》

- ・法人が「公益性」を有するか否かの判断のための材料か、「公益法人」の要件か

*参考文献

- ① 法人制度研究会「法人制度研究会報告書」(平成11. 9)
- ② 星野英一・太田達男「新しい公益法人制度のイメージ」公益法人2002. 9~11
- ③ 日本私法学会シンポジウム資料「団体論・法人論の現代的課題」NBL, No 767(2003. 10). (文献も豊富に引用されている)
- ④ さわやか財団ホームページ
- ⑤ 星野英一「民法のすすめ」岩波新書、1998
- ⑥ 佐々木毅、金泰昌編「公共哲学」全一〇巻、東京大学出版会(2001~2003)